

藤井寺市立学校施設等整備基本計画

～子どもたちの笑顔あふれる学校を目指して～



平成25年1月

藤井寺市教育委員会

目 次

はじめに	P. 1
I 計画策定の趣旨	P. 2
1. 計画の位置付け	
2. 計画期間	
3. 計画の構成	
II 学校施設等の現状と課題	P. 3
1. 耐震化の推進	
2. 老朽化の現状	
3. 施設・設備の維持管理	
III 地域における学校の役割	P. 6
1. 学校（市立小・中学校）体育施設の利用状況	
2. 地域活動の場としての利用	
3. 地域防災計画と学校	
IV 学校施設等の整備と学校統合	P. 8
1. 施設整備の現状と改修事業費	
2. 耐震化と施設等の維持・保全	
3. 学校統合の検討	
V 学校施設等の整備の基本方針	P. 11
1. 子どもたちの活動を支援する施設整備	
2. 安全で快適な施設整備	
3. 地域と歩む施設整備	
4. 計画的・効率的な施設整備	
5. 施設整備費の確保	
VI 学校施設等の整備の進め方	P. 13
1. 計画的な施設整備	
2. 施設整備事業への取り組み	
3. 施設整備事業の具体策	
4. 施設整備事業の優先度	

5. 学校施設等整備実行計画の策定

【資料】

○藤井寺市立小中幼学校施設・設備カルテ



はじめに

平成 7 年 1 月 1 7 日に発生した阪神淡路大震災や、平成 1 6 年 1 0 月 2 3 日に発生した新潟県中越地震のほか、平成 2 3 年 3 月 1 1 日の東日本大震災により、大規模地震は学校施設を含め甚大な被害を及ぼし、いつ、どこで発生するか分からぬことを改めて認識させられた。

特に、学校施設は、園児・児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、大規模災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっている。

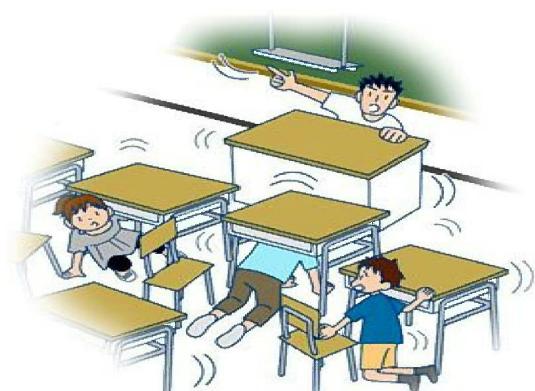
国においては、東日本大震災の直後、平成 2 2 年度末までとなっていた地震防災対策特別措置法による公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率嵩上げ措置を、平成 2 7 年度末まで延長する法改正が行われ、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の下で、公立学校施設の耐震化について、平成 2 7 年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出している。

本市においても、学校施設は将来を担う子どもたちの命を預かる場であり、地域の防災拠点でもあることから、「安心して学べる学校教育施設づくり」を目指し、今後も校舎などの耐震化事業を最重点施策として推進する方針である。

しかしながら、本市の学校施設が抱える課題は耐震化対策のみならず、施設・設備の老朽化対策や、学校施設として望まれる新たなニーズへの対処など、すべきことが山積している。

本市が目指す「子育てしやすい住みよいまち」の実現に向けて、これら学校施設の抱える課題を解決していくことは必要不可欠である。

このようなことから、学校施設における様々な課題を整理し、子どもたちのためのより良い教育環境を実現するために、「藤井寺市立学校施設等整備基本計画」を策定し、総合的な施設等の整備方針を定めるものである。



I 計画策定の趣旨

1. 計画の位置付け

学校施設は、子どもたちにとって学習と生活の場であり、また、本市の教育目標である『豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成』を目指す学校教育活動の実践の場でもある。

したがって、充実した教育活動を推進するためには、高機能で多機能な施設環境を備え、安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境などに配慮した安全で安心な施設でなければならない。

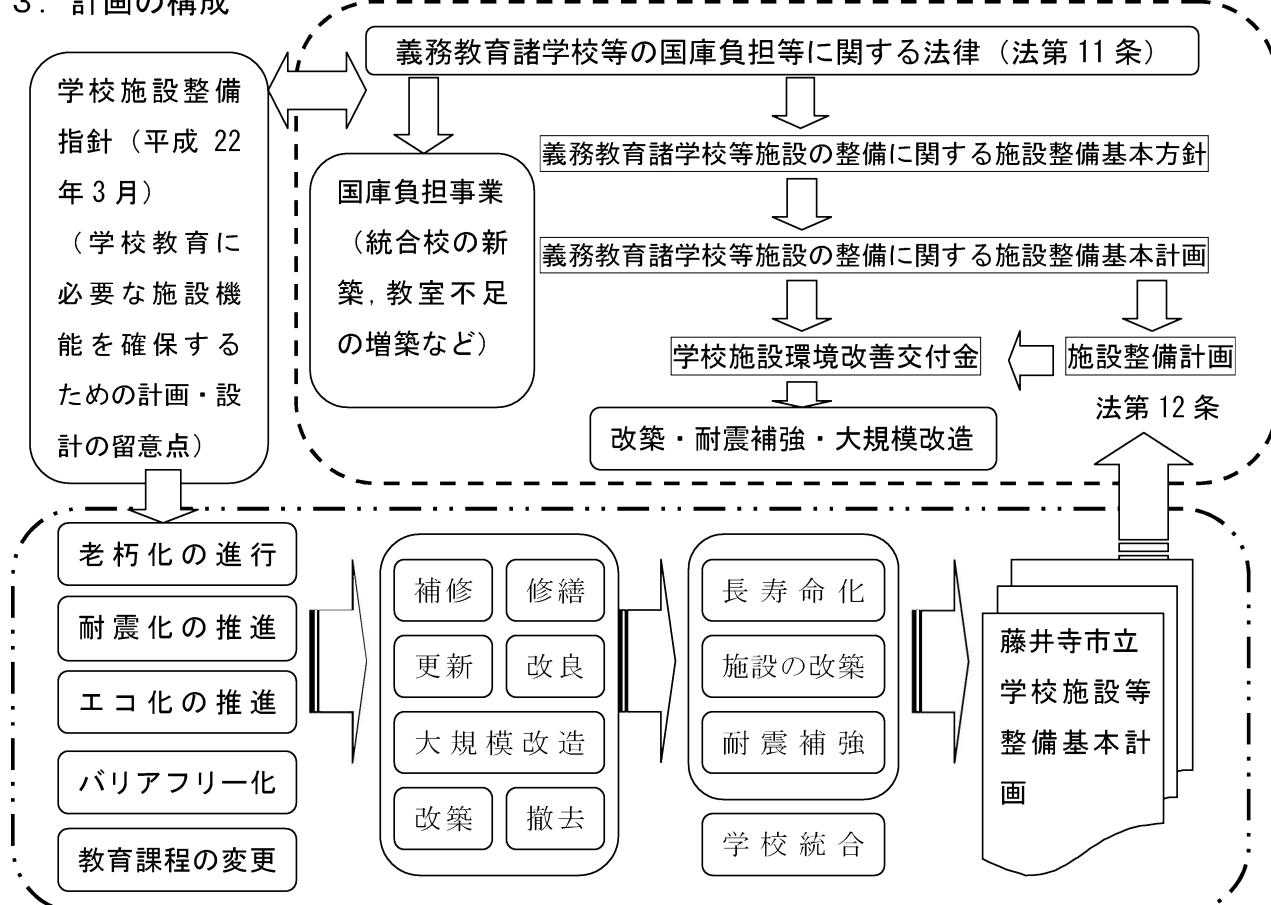
また、学校施設は地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、災害時には緊急避難所として活用される重要な役割を担っている。

このようなことから、国が示している義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針、義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画及び学校施設整備指針を踏まえ、本計画において計画的な施設整備の方向性や進め方を示すものである。

2. 計画期間

藤井寺市立学校施設等整備基本計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画の構成



II 学校施設等の現状と課題

1. 耐震化の推進

本市の市立の学校施設は、小学校 7 校、中学校 3 校、幼稚園 8 園（野中分園を含む）あり、施設の耐震化は喫緊の課題である。

これまでも、厳しい財政状況下にありながら、一步一步、着実に耐震化率の向上に取り組んできた経緯があるが、特に、平成 21 年度に策定した「学校施設耐震化計画（前期）」を皮切りに、平成 22 年度には耐震化 10 カ年計画を、さらには、耐震化率 100% を早期に実現させるため「学校施設改修（早期耐震化）計画」を平成 23 年度に策定するなど、その取り組みを加速させてきた。（表 1 参照）

しかし、本市の耐震化率を大阪府や全国レベルと比較すると、その差は歴然としており、今後も引き続き最優先で耐震補強工事に取り組まなければならない。

（表 1）公立小・中学校施設の耐震化率の推移（各年度 4 月 1 日現在） (%)

項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
本市	19.0	22.2	※21.3	25.0	25.0	25.0	27.7	46.9
大阪府	49.0	51.3	55.6	56.9	61.0	67.0	74.5	79.3
全国	51.8	54.7	58.6	62.3	67.0	73.3	80.3	84.8

（注）①※平成 19 年度の耐震化率の低下は、棟数の数え方の変更による。

②二次耐震診断は、平成 23 年度で完了。

2. 老朽化の現状

本市における学校教育施設の建築状況は、施設台帳をもとに整理すると以下（表 2 参照）のとおりである。

特に、建築年度で分析すると建築後 50 年を経過した建物が全体の 14%、建築後 40 年が経過した建物が全体の 55% と、全体の約 7 割の施設が著しく老朽化の進行した状況にある。

このような施設への地震対策については、前述のように耐震化工事を積極的に進めながら、安全な施設づくりに取り組んでいるが、水道設備、電気設備、消防設備、放送設備及び教育設備（黒板、木製ロッカーなど）なども老朽化や経年劣化が進行し、安全で安心できる施設づくりを目指すには、耐震化の推進とともに施設・設備の抜本的な改修や更新を進める必要がある。

（表 2）学校施設の建築年代と耐震化の現状（平成 24 年 3 月 31 日現在） (棟)

		小学校	中学校	小計	幼稚園	合計
建築年代	昭和 30 年代	4	3	7	1	8
	昭和 40 年代	20	7	27	8	35

		小学校	中学校	小計	幼稚園	合計
建築年代	昭和 50 年代	7	6	13	2	15
	昭和 60 年代					
	平成一桁代		1	1		1
	平成 10 年代	1		1		1
	平成 20 年代					
学校園施設の棟数合計 ④		32	17	49	11	60
	内 新耐震基準適合①	1	3	4	0	4
	内 補強工事済み ②	12	3	15	0	15
	内 耐震補強不要 ③	2	2	4	0	4
	内 補強工事未了	17	9	26	11	37
耐震化率(①+②+③)÷④×100		46.88%	47.06%	46.94%	0%	38.33%

3. 施設・設備の維持管理

厳しい財政状況下で、安全で安心して施設や設備を利用するためには、不具合を早期に発見し、その機能や性能を維持しつつ劣化を最小限に止め、事故や損害を未然に防止して、適正な学校運営ができるよう努めなければならない。

当然、法律等で定められた点検（表3参照）はもとより、施設管理者として常に良好な環境で学びの場を維持するためにも、学校と教育委員会事務局が連携を図りながら、危険個所の解消や設備の性能維持に努めなければならない。

そのためには、優先的・計画的に取り組むべき修繕や、突発的な危険現象の解消に努める事業予算の確保のほか、学校現場において施設・設備に異常が発生した場合に、直ちに教育委員会事務局に連絡すると共に、適切な処置が施せるよう連絡体制の強化はもとより、施設・設備に精通した人材の確保と養成に努めなければならない。

ただ、本市の学校教育施設の大半は、昭和56年以前の旧耐震基準により建築されたものであり、その中で施設・設備に関する改修費も厳しい財政状況下では大きな負担となってきたことも考慮し、既存の学校施設を長く使用できるよう、適切な維持管理と中・長期的な視点にたった保全計画を立案し、計画的にメンテナンスを行う必要がある。

(表3) 学校施設・設備に係る法定点検状況

法定点検事業名	根拠法令	点検結果	対応状況	備考
消防用設備法定点検	消防法第17条の3（消防用設備等の点検）	小・中学校における点検結果については学校規模も大きい上、設備の老朽化による指摘箇所が多くある。	今後も藤井寺南小学校、道明寺東小学校で実施したように消防設備全体の改修に取り組む。	消防機器は6ヶ月毎、消防設備は年1回の点検結果報告義務あり。

法定点検事業名	根拠法令	点検結果	対応状況	備 考
特殊建築物定期調査・点検	建築基準法第8条(維持保全)、第12条(報告、検査等)	施設の損傷、腐食、劣化の点検や、設備の検査により、各校とも老朽化による指摘箇所が数多くある。	改善計画を策定し、大阪府知事に報告済みである。	平成22年に実施し、3年毎の報告義務あり。
プール浄化装置法定点検	・学校保健安全法第6条 ・学校環境衛生基準(文科省告示第60号)	各校とも、経年劣化による装置の不良が見られるほか、腐食による樹脂等の塗布やろ過材の入れ替えなど、オーバーホールが必要である。	調査点検の結果を踏まえ、不良箇所の改修に努める。	毎学年に1回の点検義務あり。
自家用電気工作物法定点検	電気事業法第39条(事業用電気工作物の維持)、42条(保安規程)、43条(主任技術者)	受電設備設置後30年を越える道明寺小学校、道明寺東小学校においては、受電設備全体の更新が指摘されている。	調査点検結果を踏まえ、不良箇所の改修に努める。	毎年1回の点検義務あり。 ※道明寺小学校の受電設備は、平成24年度において更新済み。
簡易専用水道検査(受水槽設備)	・水道法第34条の2第2項(簡易専用水道の検査) ・同法施行規則第56条(検査)	藤井寺西小学校、藤井寺第三中学校における水抜管の改良に関する指摘がある。	管理基準に適合するよう改善を図る。なお、藤井寺小学校、藤井寺南小学校、藤井寺北小学校、道明寺東小学校、藤井寺中学校、藤寺第三中学校の6校は高置水槽給水系統施設であり、加圧給水系統施設への変更を検討する。	毎年1回の検査義務あり。

III 地域における学校の役割

1. 学校（市立小・中学校）体育施設の利用状況

体育施設は地域の子どもたちを中心としたスポーツの場であり、屋内体育施設も地域の方々に開放することでスポーツを通した健康づくり、体力の向上の場として多くの市民に利用していただけるよう、体育施設開放事業として展開している。

なお、平成 23 年度の学校体育施設開放事業の実績は以下（表 4 参照）のとおりである。

（表 4）市立小・中学校体育施設の開放状況（平成 23 年度実績）

	運動場	体育館	備考
登録団体数	25 団体	50 団体	13 団体 (運動場・体育館両施設使用)
スポーツ種目	野球 ソフトボール キックベースボール グラウンドゴルフ 陸上競技	バレー・ボーラー バドミントン 剣道・薙刀 ソフトバレー・ボーラー バスケットボール 空手	
開放延べ日数	※ 2,043 日 内 中学校 57 日	※ 2,735 日 内 中学校 837 日	小中学校の体育施設の開放日数
※年間利用者延べ人数	※ 75,929 人	※ 36,849 人	・運動場（土・日・祝日）開放 ・体育館（平日の夜間・土・日・祝日）開放

※平成 23 年度は、耐震補強工事のため、開放日数・利用者数は、平成 22 年度より減少している。

2. 地域活動の場としての利用

学校教育施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、校区における地域の公共施設として、生涯にわたる学習、文化、スポーツ活動など、地域コミュニティの拠点となる貴重な存在である。

特に、地域が主体となって活動している自主防災組織では、避難所となっている学校を活用して小学校区を単位とした防災訓練を開催するなど、地域に密着した施設の活用が図られている。

3. 地域防災計画と学校

学校施設は、大規模災害が発生したときの地域住民の一次避難地や緊急避難場所として、藤井寺市地域防災計画に位置付けられている。したがって緊急時には多くの市民を受け入れることになることから、これまでに災害用備蓄倉庫の設置や不用となっ

た浄化槽を簡易トイレ用として活用できるような整備をするなど、避難所機能の充実に取り組んできた。

今後も東海・東南海・南海地震が今世紀の前半に起きると予測される中で、地域の防災拠点として、より一層、防災機能の充実に取り組まなければならない。



IV 学校施設等の整備と学校統合

1. 施設整備の現状と改修事業費

学校の施設や設備は、年数が経つほど劣化により、使用上での支障が表面化してくる。例えば、外壁モルタルのひび割れや剥がれ、窓枠やポール、遊具の腐食、手すりのぐらつきや階段の滑り止めの外れ、床材の剥がれなどが発生し、大きな事故に繋がる危険性が高くなっている。

建築設備においても同様に、給水設備の劣化による漏水や腐食が見られるほか、消防設備や衛生設備においても法定点検における指摘事項も増加の傾向にあることから、設備の更新を含めた抜本的な対策を講じなければならない時期にある。

ただ、厳しい財政状況にある中で、職員による軽微な修繕作業にも取り組み、また、専門業者による修繕も行っているが、今後、施設・設備によっては、大規模な改修をしなければ危険回避と性能維持が困難な状態になりつつある。

なお、学校別の主な改修事業は、以下（表5参照）のとおりである。

（表5）改修事業一覧（昭和60年度～平成23年度実績）

単位：千円

学 校 名	主 な 改 修 事 業	累 積 事 業 費	備 考
藤井寺小学校	1・2・4号棟便所改修工事 4号棟大規模改造工事 など	495,311	
藤井寺南小学校	大規模改修工事(窓枠改修) 2号棟大規模改造(補強)工事 など	531,929	
藤井寺西小学校	1号棟便所改修工事 放送設備改修工事	227,553	
藤井寺北小学校	電気設備改修工事 内外壁及び便所ブース改修工事 など	135,718	
道明寺小学校	6. 7号棟内外壁及び窓改修工事 20号棟校舎増築工事 など	485,212	
道明寺東小学校	1～3号棟電気・放送配線改修工事 体育館大規模改修工事 など	485,594	
道明寺南小学校	体育館大規模改造工事 3号棟地震補強工事 など	531,112	
小学校合計		2,892,429	
藤井寺中学校	体育館新築工事 東側便所棟改修工事 など	700,224	
道明寺中学校	1号棟大規模改造工事1(窓・出入口) 1号棟大規模改修工事2 など	599,658	

学 校 名	主 な 改 修 事 業	累 積 事 業 費	備 考
第三中学校	プールサイド全面改修工事 梁補修工事 など	148,606	
	中学校合計	1,448,488	
藤井寺幼稚園	遊戯室増築工事 園舎大規模改造工事3(窓枠改修)など	63,971	
藤井寺南幼稚園	外壁改修工事 など	26,421	
野中分園	受水槽改修工事 など	27,839	
藤井寺西幼稚園	外壁改修工事 など	27,596	
藤井寺北幼稚園	外壁改修工事 など	18,011	
道明寺幼稚園	園舎大規模改造工事1(窓枠改修) 園舎大規模改造工事2(内外壁塗装)	50,395	
川北分園	屋上防水工事 など	6,252	休園中
道明寺東幼稚園	園舎大規模改造工事1(窓枠改修) 園舎大規模改造工事2(内外壁塗装)	60,029	
道明寺南幼稚園	外壁改修工事	24,019	
	幼稚園合計	304,533	
	小・中・幼・合計	4,645,450	

(注) ①主な改修事業欄には、事業費の大きなものを記載している。

②累積事業費欄は、昭和 60 年度以降に実施した事業費を積み上げたもの。

2. 耐震化と施設等の維持・保全

施設や設備の維持・保全の目的は、メンテナンスを含めた点検を中心に不具合を早期に発見し、施設等の機能を維持しつつ劣化を最小限に止め、事故や損害を未然に防止して、最適な学校運営の状態を保つことにある。

これまで、前記のように様々な改修事業をとおして、建物や設備の重大な損傷や施設等の機能停止などが起こる危険性を排除し、施設等の機能の維持に取り組んできた。

一方、阪神淡路大震災を機に本市においても、耐震化を進めるため、順次、幼稚園施設を除く小・中学校施設の二次耐震診断を実施し、平成 23 年度末をもって全て終了した。その結果を踏まえ、耐震化年次計画の前倒しを行い、平成 29 年度末で耐震化が完了する計画とした。

ただ、二次耐震診断の結果、課題となったのが、IS 値とコンクリート強度の値である。

特に、コンクリート強度が基準値に満たないため、現在、開発されている工法では、耐震補強が困難な校舎があり、併せて施設・設備全体に老朽化が進行していることから、「安全で安心な学校教育施設づくり」を目指す上で、「改築」という整備手法を採用しなければならない学校がある。

なお、各学校施設の耐震診断結果等は、別紙資料「藤井寺市立小中幼学校施設・設備カルテ」として整理している。

※I s 値とは、①建物の強度、②建物形状、③経年劣化の要因から決まる建物の耐震性能を示す指標（0.6 以上：現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの）

（0.6 未満：現行の建築基準法と同等の耐震性能を満たさないもの）

3. 学校統合の検討

学校は、子どもたちが生き生きと学習や生活ができるよう安全で豊かな環境を確保し、教育内容や方法の多様化に対応できる施設の機能を備える必要がある。

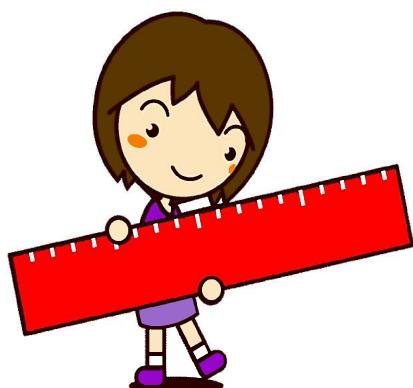
特に、学校施設の一刻も早い耐震化はもとより、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが支障なく学校生活が送れるよう、また、災害発生時には、地域の防災拠点としての機能を備えると共に、その役割が十分に果たせるためにバリアフリー化にも取り組む必要がある。

室内環境の維持・向上においても、学校施設全体で起こり得る事故防止への対応や、防犯対策についても十分な対応が求められているほか、生活様式の変化等に対応する効率的な設備機器の導入や施設の整備も必要であり、さらに再生可能エネルギーの導入など環境負荷の低減だけでなく、環境教育への活用を含めた学校施設づくりが求められている。

ただ、本市の学校施設・設備の現状については、既に記述しているとおり大半が老朽化の著しい状況にある。

この老朽化は、年を追うごとに進行することから、今以上に適正な維持管理が求められるため、必要な費用においても増加することは確実である。

したがって、今後、施設整備を進めるにあたり、耐震補強が困難な校舎は、改築による整備を行うとともに、老朽化した施設については、今後の維持管理を見据えた長寿命化という整備手法の採用による教育環境の向上を目指すほか、限られた財源と貴重な教育財産を効率かつ有効に活用することで、子どもたちにとって質の高い教育環境の整備が実現できるのであれば、学校統合を一つの整備手法として検討を進める必要がある。



V 学校施設等の整備の基本方針

学校教育施設は校舎（特別教室を含む）だけでなく、屋内運動場や給食配膳室、倉庫、トイレ、水泳プールなど、さまざまな用途に応じた建物、構築物が存在するほか、建物等には給水設備、排水設備、電気設備、消防設備、放送設備、通信設備、ガス設備、教育設備（作り付け黒板やロッカーなど）などが設置され、これらが一体となって、学校教育環境を構成している。

ただ、建設されてから50年の歳月が経過した建物も存在することから、これまで耐震化工事はもとより、大規模改修や部分的な改修・補修に軸足を置いた施設整備に取り組んできた。

今後は、多様な学習形態や環境負荷の低減（エコ化）、バリアフリー化への対応など、時代の要請に応じた施設の機能を確保するとともに、充実した教育活動が展開できるよう、「安全で安心して学べる質の高い教育環境」の実現を目指し、以下のように施設等の整備に取り組む。

1. 子どもたちの活動を支援する施設整備

- ①多様な学習内容や学習形態による活動環境を確保し、豊かな学校生活の場となるような施設づくりを目指す。
- ②子どもたちの主体的な活動や自らの学びを支え、情報社会に対応できる施設環境づくりを目指す。
- ③新たな学習指導要領にもとづく教育環境の充実を目指す。

2. 安全で快適な施設整備

- ①子どもたちが安全で安心して学べる施設づくりを目指す。
- ②地震災害時に被害を最小限にとどめ、被災後の教育活動が早期に再開できる耐震性の確保を目指す。
- ③大規模災害発生時の避難場所としての役割が担える施設整備を目指す。
- ④潜む危険個所の解消と防犯対策の充実を目指す。
- ⑤障がいのある子どもや教職員等が安心して利用できるバリアフリー化を目指す。
- ⑥環境にやさしい施設づくりを目指す。
- ⑦快適な学習環境の確保を目指す。

3. 地域と歩む施設整備

- ①具体的な学校施設の改修などに際しては、学校、家庭、地域との連携による計画づくりを進める。
- ②学校開放の運営と維持管理がしやすい施設づくりを目指す。

4. 計画的・効率的な施設整備

「安全で安心して学べる質の高い学校施設づくり」を目指し、限られた財源と教育

財産を有効に活用するためにも、学校、家庭、地域、行政が連携しながら施設整備を目指す。

5. 施設整備費の確保

本市の厳しい財政事情を再認識し、学校施設の整備に係る財源については、義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律に基づく「学校施設環境改善交付金」をはじめ、さまざまな補助事業や有利な地方債を活用し、学校施設・設備の整備を推進する。



VI 学校施設等の整備の進め方

1. 計画的な施設整備

学校施設・設備の老朽化による更新及び適切な維持管理などを効率的に進めるためのライフサイクルに基づく保全、耐震化の推進、危険個所の解消などを目的に、年次的な改築や改修などのハード的視点に加え、効果的、効率的な財政運営や後年度に負担を残さないという観点から学校施設・設備の整備を計画的に進める。

2. 施設整備事業への取り組み

(1) 耐震化の推進

本市の学校園施設（川北分園を含む 19 学校園）のほとんどが昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築されたもので、現在、60 棟の施設が教育活動に利用されている。

その内、昭和 57 年以後の新耐震基準により増築や改築された耐震性を有する校舎等は 4 棟、阪神淡路大震災が発生した平成 7 年以後に耐震補強工事を済ませた校舎等は 15 棟（平成 24 年 3 月 31 日現在）、耐震診断の結果により耐震補強工事が不要となった校舎等は 4 棟で、耐震化率は 38.33% である。

したがって、残りの 37 棟（表 2 参照）については、平成 24 年 3 月に策定した「学校施設整備（早期耐震化）計画」に基づいて、屋上防水工事や外壁、窓枠改修などを含め、引き続いて耐震化事業を推進し、「安全で安心できる学校教育施設づくり」をとおして教育環境の向上を目指す。

(2) 施設・設備の長寿命化と安全・安心対策

耐震化工事を終えた校舎等は、引き続いて適切な維持管理をしていくことが重要である。建築後の経過年数が増加することによって、これまで以上に、定期的な点検・補修を実施し、建築物の機能を保全することにより長寿命化を図り、教育環境の維持向上を目指す。

また、子どもたちの思わぬ行動などによる事故や不審者の侵入による事件も発生していることから、事故防止や防犯対策の充実を目指す。

(3) 校舎等の改築

二次耐震診断の結果、IS 値やコンクリート強度が基準値に満たない校舎等について、改築という整備手法を採用し、学校施設整備指針（平成 22 年 3 月文部科学省）に沿った施設整備を図ることで、安全で安心できる質の高い学校教育環境の実現を目指す。

ただ、改築の対象となる校舎等の規模や周辺環境、学校運営上の課題、多額の財政投資による事業効果、さらには、新校舎と旧校舎との環境格差の拡大などにより、良好な教育環境の整備に大きな諸課題が残る。

諸課題については、学校の統合という大きな枠組みの中で、教育活動への支障度合、保護者・地区住民の理解、地域性や将来の財政負担などを考慮に入れながら、子どもたちの教育環境の充実を最優先にした充分な審議、検討を重ねた上で、事業に着手しなければならない。

そのためには、別途、(仮称) 藤井寺市学校統合検討委員会を設置し、学校統合に関し、慎重な検討を加える必要がある。

3. 施設整備事業の具体策

(1) 地震対策の実施

①耐震補強事業

学校施設は、子どもたちなどが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、また、災害発生時には地域の避難所としての役割を担うことから、安全性の確保が重要である。

そのために引き続いて、地震時に倒壊・崩壊等の恐れのある建物には、耐震壁や鉄骨枠組ブレースの設置など、耐震性能を確保するための耐震補強事業を推進する。

②非構造部材の危険対策

学校施設の耐震化が進むなかで、近年の大地震では天井材、窓ガラス、照明器具の落下や高置水槽の転倒など、非構造部材にも被害が多く発生している。

特に、窓ガラスの破損による飛散は人的被害だけでなく、避難経路の通行阻害や緊急避難所としての機能を喪失する恐れもある。

本市の学校施設においても、非耐震性の旧スチールサッシュのものが多く残っていることから、耐震補強工事に合わせて、破損を防ぐため、アルミサッシュへの窓枠改修を図っていく。

③避難所機能の充実

学校施設は、地震等の自然災害発生時には、屋内運動場を中心に避難所としての役割を担うことになる。

避難所の安全の確保はもとより、避難所生活に欠くことのできない飲料水・食料などの災害時用物資を確保する備蓄倉庫、非常電源設備、トイレなどの基盤整備を図っていく。

また、生活水の確保が重要なことから防災井戸の設置などの検討も行っていく。

(2) 長寿命化への取り組み

①大規模改造

経年により発生する校舎等の劣化、性能低下に対する改善措置として、外壁や屋上防水、トイレ環境の改善などに取り組んできた。

今後も老朽化が進行する中にあって、大規模改造事業を通して長寿命化対策を講じながら、良好で健全な教育環境の維持に努める。

②躯体構造部の保護

外壁のクラックや屋上防水機能の低下による雨水の浸入は、躯体部分の鉄筋を腐食させるだけでなく、腐食による鉄筋の膨張によって一層クラックが進行することにより、コンクリートの脆弱性が増し、剥離・落下に繋がる危険がある。

校舎等の耐震化や窓枠改修などの大規模な改修工事時には、躯体構造部の状態

に応じた外壁止水工事や、屋上防水工事を施すなど、躯体の保護対策が施設の長寿命化に繋がることから、費用対効果も考慮に入れて計画的に実施する。

③プール施設の維持・改善

本市のプール施設は、建築後30年以上を経過しており、校舎と同様に老朽化が進行している。

これまで、プールサイドの一部改修や経年劣化したプールシートの張り替えを行ってきた。

しかしながら、特に塩素滅菌されたプール水は、金属部分の腐食を進行させるため、プール構造物の老朽化を早めることとなる。

今後、腐食対策を含めた改修を計画的に実施し、長寿命化を図るとともに子どもの安全対策として外からの視線を遮る目隠しや紫外線遮蔽対策などプールサイドの環境にも配慮する。

④設備機器の延命化

学校には、電気設備や給水設備、空調設備、ガス設備、消防設備、放送設備、プール浄化設備など、多くの設備機器が設置されている。

これらは、常に適切な維持管理を行わなければ、突然の故障などによって学校運営に支障を及ぼすほか、性能低下による危険も生ずる。

今後も、設備によっては専門業者による保守点検を実施しながら、点検結果による適切な処置を施すと共に、各学校と施設管理担当課との連携による不具合個所の早期発見、早期対処によって、設備機器全体の長寿命化を図る。

ただ、相当の年数が経過し、陳腐化した設備機器については、部品の供給を受けることができないものもあるため、計画的に設備の更新を含めた対策を講じる。

(3) 安全対策の充実

①事故防止

学校には、さまざまな教育施設があり、子どもたちの思わぬ行動によって起きる事故が発生している。

過去の事故事例の多くは、「立ち入ってはいけない個所に入る」、「登ってはいけないところに登る」、「危険に気づかない」といった原因で発生し、未然の事故防止対策が求められている。

施設整備にあたっては、子どもたちの行動に対して十分な安全性が確保できるよう、学校保健安全法、建築基準法等の法定点検結果や、学校側から寄せられる危険情報等に基づいた対策を講じる。

②防犯対策

学校施設は、子どもたちにとって学習と生活の場であるだけでなく、地域にとって身近な公共施設でもあり、地域に開かれた施設であることが望ましいが、学校内への不審者の侵入による痛ましい事件を機に、防犯対策が求められている。

本市においても、安全を全て防犯機器に頼らないよう、また、閉ざされた学校とならないよう、人的監視を中心に安全対策を講じている。

今後も、施設整備にあたっては、校舎等の周辺を含め死角を極力なくし、見通しを確保するほか、避難経路の安全などを確保すると共に、園児・児童・生徒、教職員、地域の方など、学校施設を利用するすべての人が、同一の場所から入校するように集中下足場の設置を検討する。

(4) 省エネ設備の導入

地球規模で環境問題（地球温暖化等）が提起されているが、学校施設においても、太陽光発電などの環境負荷の低減を考えた整備や通風、換気など自然との共生に配慮した整備を実施すると共に、子どもたちに環境問題を身近に感じられるような工夫が必要である。

そのためには、施設整備時に節電器具や節水器具など、環境にやさしい設備機器の導入を図る。

(5) バリアフリー化の推進

学校施設は、地域コミュニティの拠点や防災拠点など、地域の人々にとって最も身近な公共施設としての役割も担っていることから、高齢者や身体障がい者という特定の人に限らず、体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、さまざまな人が利用しやすい施設であるように配慮するユニバーサルデザインの考え方が現在、学校施設づくりにも導入されている。

のことから、校舎はもとより、多くの人々が利用する管理棟の一階部分や屋内運動場などの整備にあたっては、段差の解消や手すりの設置、誰もが認識しやすいサインや色彩を採用するなどユニバーサルデザインの観点からバリアフリー化の整備を進める。

さらに今後、さまざまな人が利用することを踏まえ、エレベーターの設置についても検討が必要である。

(6) 快適な学習環境の確保

①トイレ環境の改善

建築後40年以上経過する学校施設が全体の7割を占める本市においては、これまで、便器の破損、配管の劣化による漏水、悪臭などに対応した改修・改善、及び障がい者トイレの設置に取り組んできた。

一方、公共下水道の普及に伴って洋式便器を設置する家庭が増加し、学校では、特に低学年の児童にとって使用姿勢の異なった和式便器になじみにくいことが課題となっており、また、避難所としての役割を考え合わせると高齢者にも同様のことが言える。

さらに、多くの子どもたちが長く使う施設でもあることから、節水型で耐久性のある器具を使用した洋式トイレへの改修によるエコ化に取り組むと共に、悪臭の無い、良好なトイレ環境を長く維持するためには、掃除がしやすいなどのメンテナンスを考慮した壁や床材等を使用して改修を行う。

②空調設備の導入

これまでも全小中学校の普通教室に扇風機を設置するなど、夏季における暑さ

対策は実施してきた。

しかし、近年の地球温暖化現象に伴い、夏休み前後の教室の温度は上層階などでは、30°Cを大きく超える日も多くなっており、熱中症への対応も考えていく必要がある。

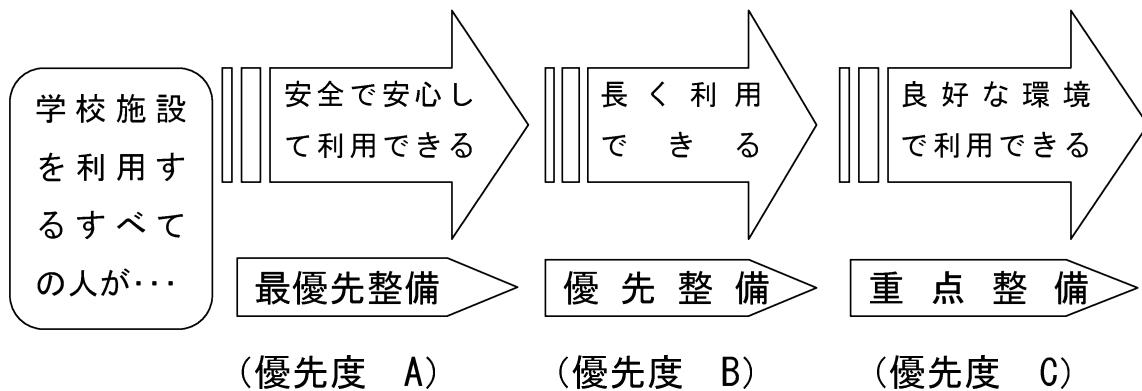
また、児童・生徒の学習意欲を高め、授業に集中できる環境を整えるには、今後、普通教室への空調設備の設置は時代の要請であると考えられる。

空調設備を設置する場合には、受電設備の増設・更新や配線の改修を含む初期投資は大きく、電気料金等の維持管理費の増大も見込まれるため、省エネ型空調方式の選定も含めて、教育環境の充実という観点から計画的に整備を進める。

4. 施設整備事業の優先度

多くの学校施設の老朽化が進行している中で、本計画においては「安全で安心して学べる質の高い施設整備」を目指していることから、全ての施設を同様に整備するのではなく、耐震補強事業の実施状況や、老朽化度、危険性、改修の有効性、財政投資の効果性などを総合的に勘案し、計画的・効果的に実施していく必要がある。

したがって、整備事業の実施にあたっては、基本的な整備の優先度を次のように設定する。



5. 学校施設等整備実行計画の策定

今後、本計画の基本的な考え方に基づき、計画期間である平成 25 年から平成 34 年までの 10 カ年で次表に掲げる具体的な整備事業を推進していくにあたって、個別の整備事業実行計画を策定する必要がある。

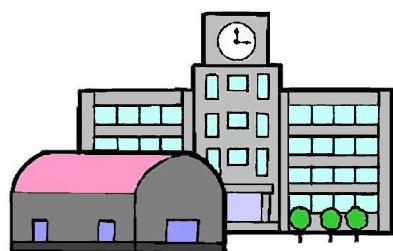
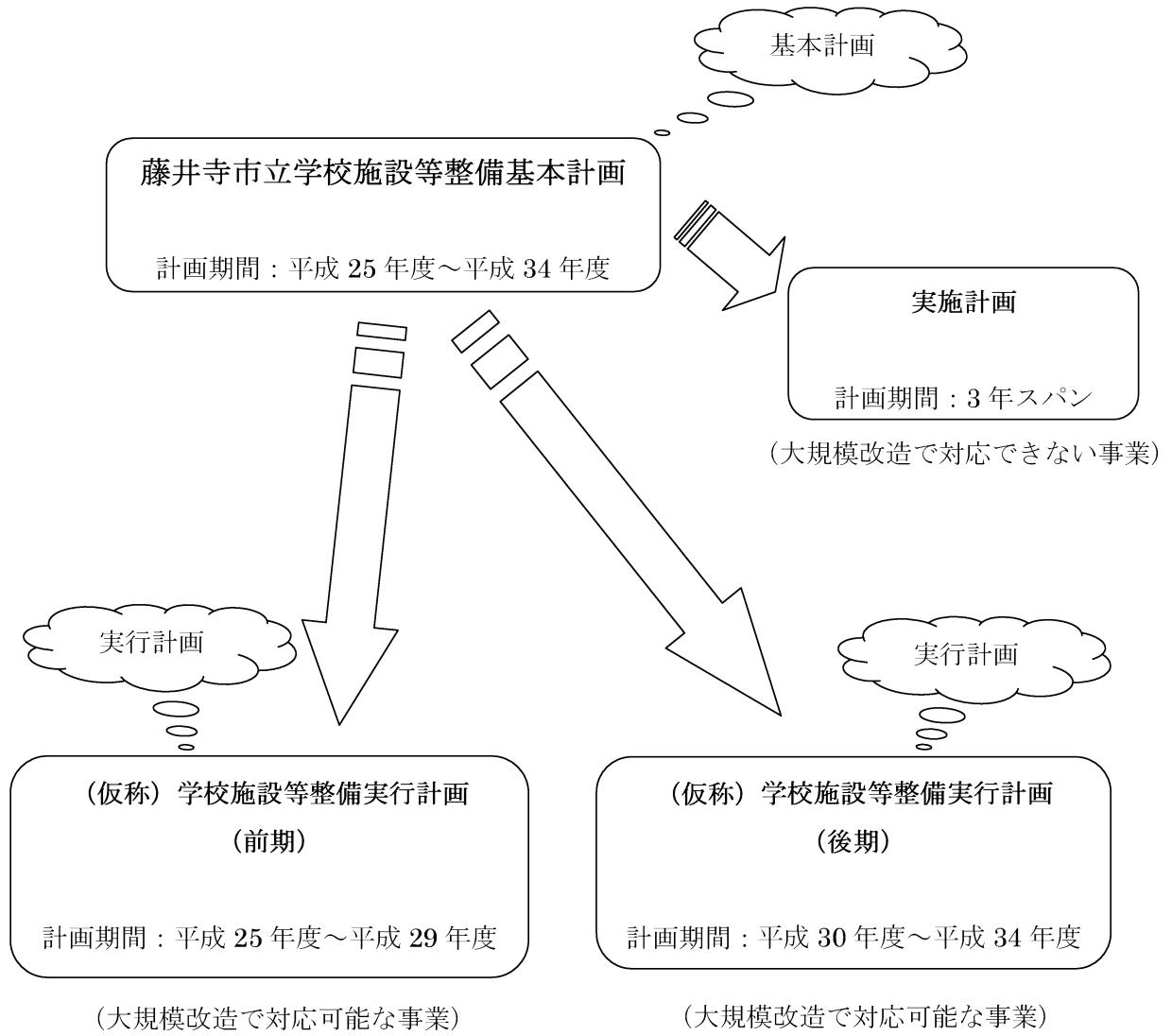
ただ、この整備事業実行計画の信頼性を担保し、財政面での変化に柔軟に対応するとともに、特定財源の確保と効率的・効果的な整備が図れるよう、大規模改造事業を柱として、バリアフリー化事業やトイレ環境改善事業など、可能な限り他の整備事業を包含した前期 5 カ年の（仮称）学校施設等整備実行計画を平成 25 年に策定し、平成 26 年度からの事業実施につなげるものとする。

また、大規模改造事業になじまない事業や、個別に実施する必要がある事業、さらには新たなニーズにより学校施設に求められる整備事業などについては、実施計画事務事業として位置づけ、別途実施計画のなかで 3 年計画として整備を図るものとする。

なお、平成 25 年度に実施する事業については、学校施設改修（早期耐震化）計画に基づき実施するものとし、次表に掲げる事業で実施可能なものは、この計画に盛り込んで実施する。

以上のような方針で計画的に整備事業を推進するが、10 年間で事業を完了させるには、財政面、人的配置、学校現場に与える影響など、様々な課題が山積している。

このため、計画の進捗状況を十分に把握・検討し、柔軟に対応する必要があり、計画の内容、期間等は常に見直すものとする。



整備計画の対象となる主な事業

整 備 計 画 対 象 事 業			対 象 施 策						優先度 総合判定
No.	事 業 名	事 業 説 明	(1)地震対策の実施	(2)長寿命化への取り組み	(3)安全対策の充実	(4)省エネ設備の導入	(5)バリアフリー化の推進	(6)快適な学習環境の確保	
1	耐震化事業	○現在の小・中学校の耐震化事業に幼稚園を追加する	○						A
2	非構造部材改修事業	○天井材、内・外装材、照明、設備機器、窓ガラス等 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する	○						A
3	大規模改造事業	○大規模改造事業を計画する場合には、可能なすべての事業に対応する計画とする		○	○	○	○	○	A
4	危険箇所改修事業	○手すり、柵等の危険箇所改修 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する			○				A
5	災害備蓄倉庫整備事業	○可搬式発電機、ストーブ、扇風機、カセットコンロ等の備蓄品を含む ○危機管理課と要調整	○						A
6	バリアフリー化事業	○可能なものは、大規模改造事業で対応する			○		○	○	A
7	トイレ環境改善事業	○洋式化の推進節水型を導入 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する		○		○		○	A
8	長寿命化事業	○外壁塗装、屋上防水、プール施設改修等 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する		○					B
9	設備機器改修事業	○給水、排水、電気、放送、消防、通信、ガス等の設備 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する		○		○		○	B
10	空調設備設置事業	○省エネ型を導入 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する			○	○		○	B
11	余裕教室活用事業	○ラニチルーム、図書室、多目的ルーム、更衣室等への転用 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する						○	C
12	エコスクール推進事業	○LED照明への転換、窓・外壁の断熱化、校庭の芝生化、庇の設置等 ○可能なものは、大規模改造事業で対応する				○		○	C